

## こんにちは！ 地域包括支援センターです

今回は、地域において自分らしい生活を維持し、安心して生活を続けられるように取り組んでいる「権利擁護業務」について紹介します。

### 権利擁護業務とは

権利擁護とは、「だれでも住み慣れた地域で安心して生活を続ける」という権利を守ることです。具体的には、どのような場合に権利擁護が必要なのでしょうか。



- ①特に一人暮らしの方で、認知症により適切な判断ができなくなった場合
  - 自分で手続きができず、本来利用できる介護保険などのサービスが受けられない。
  - リフォーム詐欺などの悪質商法にだまされてしまう。
- ②同居者から身体的・精神的な暴行を受けたり、年金を使い込まれてしまったりする場合

### このようなとき地域包括支援センターでは

①の場合、本人に代わって財産管理やサービス利用の手続きを行うことができる成年後見制度や社会福祉協議会で行っている権利擁護事業を利用できるようにお手伝いしています。また、実際に消費者被害に遭われてしまったときは、消費生活相談につなげるなどしています。

②の場合、状況を確認したうえで、必要と判断したときは高齢者福祉課と連携し、暴行を受けた方を保護するための対応を協議し、必要な支援につなげています。

秘密は守りますので、自分自身の事だけでなく、近所や友人に心配な方がいましたらご連絡ください。

問合せ／富士見市中央地域包括支援センター  
(高齢者福祉課内) ☎049-252-7108  
地域包括支援センターむさしの  
(特別養護老人ホームむさしの内) ☎049-255-6320

## ～埼玉県内の市町村職員を目指してみませんか～ 市町村職員採用情報フォーラム

市町村職員の魅力をPRするフォーラムです。公務員を目指している方、市町村職員に関心のある方など多くのみなさんの参加をお待ちしています。

とき／2月14日(月)午後1時30分～4時(開場1時)

場所／埼玉会館(JR浦和駅西口下車 徒歩7分)

内容／基調講演、市町村職員(事務系)の経験談などを交えたパネルディスカッション

定員／1,000人(申込順)

申込み／2月3日(木)～9日(水)下記ホームページからお申し込みください。

<http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/s-forum.php>

問合せ／彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター 市町村職員担当 ☎048-664-6681

## 仕事に役立つメーキャップ講座

再就職など、就職活動の支援を目的とした講座です。再就職活動に役立ち、社会人として好印象を引き出す化粧のテクニックを実習しながら学びます。

とき／2月15日(火)午後1時30分～3時30分

場所／ふじみ野交流センター

対象／市内在住で20～60歳くらいまでの女性

定員／20人(申込順)

講師／長谷川明美氏(資生堂販売株式会社 美容統括部)

参加費／無料

持ち物／筆記用具

申込み・問合せ／2月2日(水)から産業振興課(☎☎383)へ電話で

## 災害義援金のご協力ありがとうございました(10月～11月)

問合せ／福祉課 ☎☎333

### 「奄美地方大雨災害義援金」16,642円

みなさまからお寄せいただいた義援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通し送金させていただきました。

## INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

### 2月号のテーマは「入管法が改正されました Part II」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語(フィリピンの言語)、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定 NPO 法人ふじみの国際交流センター

〒356-0053 ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2F(ふじみ野駅西口より徒歩20分)

☎049-269-6450 <http://www.ficec.jp>

(ふじみの国際交流センターが毎月発行する  
外国籍の方のための生活情報誌)

# 2月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にしています。秘密は守られますので、気軽にご相談ください。相談日が祝日の場合は除きます。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政 ・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室☎④272
予 法 律 (弁 護 士)	法律に関すること	弁護士	毎週水曜 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 毎週金曜 午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
予 法 律 (司 法 書 士)	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
予 税 務 相 談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
予 女 性 相 談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築 相 談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の 専門家	第2火曜 午後1時～4時	
不動産相談	原状回復、瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関すること	不動産無料相談員	第4月曜 午後1時～4時 (受付午後3時30分まで)	
消費生活 相 談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	市民相談室☎049-252-7181
外国籍市民 生 活 相 談	日常生活についての相談	ふじみの国際 交流センター	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理 (予約優先)	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管 理士など	第2月曜(祝日の場合は翌日) 午後1時～4時	建築指導課☎④418
予 耐 震 改 修 リ フ ォ ー ム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第3月曜 午後1時～4時	建築指導課☎④422
内 あ っ せ ん 職 員	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課☎④264
中 小 企 業 経 営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介護・権利 擁 護 な ど	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援 センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 毎週月～土曜 午前9時～午後5時	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108 地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
老人福祉・ 虐待(通報)	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員 地域包括支援 センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 毎週月～土曜 午前9時～午後5時	高齢者福祉課☎④389 (時間外☎049-251-2711) 地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
予 障 害 者 就 労 支 援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④338
予 児 童 相 談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室☎④337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談 (電話相談)	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子育て相談 (電話相談)	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
	第一保育所☎049-251-6553 第五保育所☎049-251-9784 けやき保育園☎049-254-0022 勝瀬こぼと保育園☎049-263-8800	第二保育所☎048-472-9174 第六保育所☎049-251-4741 子どものそのBaby☎049-261-7077 子育て支援センター☎049-251-3005(面接相談あり・要予約)	第三保育所☎049-252-4811 ふじみ野保育園☎049-256-8862 西みずほ保育園☎049-268-5558	第四保育所☎049-251-9785 こぼと保育園☎049-251-8966

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護(さろん「温談」)	ア ル コ ー ル	ボランティア紹介窓口「ゆいっこ」
第2水曜午前10時～午後2時	毎週月曜午後7時～9時 第3水曜午前10時～午後3時	第2・4水曜午前10時～午後3時 ※ボランティア連絡会が運営しています。

予は予約が必要です。